

法教育授業・補助教材

「模擬裁判をやってみよう」

(中学校社会科公民的分野)

(2時間で行う場合・通常版)

【 教 材 の 構 成 】

●教科書

東京書籍 「新編 新しい社会 公民」

第3章 現代の民主政治と社会

2節 国の政治の仕組み 「模擬裁判をやってみよう」(p98) 参照

●補助教材の構成

1 指導計画等(指導担当者用, 授業の前にお読み下さい)

通 1-01 教材利用上の注意事項(検察官用)

通 1-02 指導計画(教員用)

2 教材(模擬裁判の台本・生徒用)

通 2-01 台本1(冒頭手続(人定質問・起訴状朗読・黙秘権告知・罪状認否))

通 2-02 台本2(検察官冒頭陳述)

通 2-03 台本3(弁護士冒頭陳述)

通 2-04 台本4(検察官請求証拠の説明)

通 2-05 台本5(弁護士請求証拠の説明)

通 2-06 台本6(証人(被害者 鈴木二郎)尋問シナリオ)

通 2-07 台本7(証人(目撃者 田中花子)尋問シナリオ)

通 2-08 台本8(証人(住人 高橋太郎)尋問シナリオ)

通 2-09 台本9(証人(友人 渡辺和夫)尋問シナリオ)

通 2-10 台本10(被告人(佐藤 進)質問シナリオ)

通 2-11 台本11(検察官論告・求刑)

通 2-12 台本12(弁護士弁論)

3 教材(ワークシート・生徒用)

通 3-01 傍聴用ワークシート1(冒頭手続用 2-01 対応)

通 3-02 傍聴用ワークシート2(検察官冒頭陳述用 2-02 対応)

通 3-03 傍聴用ワークシート3(弁護士冒頭陳述用 2-03 対応)

通 3-04 傍聴用ワークシート4(検察官請求証拠用 2-04 対応)

通 3-05 傍聴用ワークシート5(弁護士請求証拠用 2-05 対応)

通 3-06 傍聴用ワークシート6(被害者 鈴木二郎尋問用 2-06 対応)

通 3-07 傍聴用ワークシート7(目撃者 田中花子尋問用 2-07 対応)

通 3-08 傍聴用ワークシート8(住人 高橋太郎尋問用 2-08 対応)

通 3-09 傍聴用ワークシート9(友人 渡辺和夫尋問用 2-09 対応)

- 通 3-10 傍聴用ワークシート10(被告人 佐藤進質問用 2-10 対応)
- 通 3-11 評議用ワークシート11(検察官論告・求刑/弁護人弁論/評議用 2-11,2-12 対応)
- 通 3-12 評議用ワークシート12(量刑検討用 2-11,2-12 対応)

4 補助資料

- 通 4-01 補助資料1(起訴状(検察官が起訴状朗読時に使う用 2-01 対応))
- 通 4-02 補助資料2(事件現場地図(検察官が冒頭陳述時に使う用 2-02 対応))
- 通 4-03 補助資料3(検察官請求証拠(検察官が請求証拠説明時に使う用 2-04 対応))
- 通 4-04 補助資料4(検察官請求証拠 4-03 の縮小版 傍聴役の生徒配付用)
- 通 4-05 補助資料5(宣誓書 証人が宣誓時に使う用 2-06 ~ 09 対応)
- 通 4-06 補助資料6(アパート見取り図(証人高橋尋問用) 2-08 対応)
- 通 4-07 補助資料7(実刑と執行猶予の違い(評議用 3-11 対応))

5 その他

- 通 5-01 アンケート用紙(検察庁用)

【 監 修 】

最高検察庁

法務省大臣官房司法法制部

法教育・補助教材

「模擬裁判をやってみよう」(通常版)

指導計画等 1-01~02

【 教材利用上の注意事項(検察官用) 】

1 本教材の目的

本教材は、平成28年4月から中学3年生が用いる社会科公民的分野の教科書(東京書籍から刊行されているもの)において、「模擬裁判をやってみよう」との内容が提示されていることを受け、同内容についての深い理解を目的として作成されたものであり、同内容に沿った模擬裁判の台本、ワークシート、補助資料等から構成されている。

本教材の具体的な目的は、以下のとおりである。

- (1) 模擬裁判という擬似体験を通じて、刑事裁判に関わる裁判官、検察官、弁護人の役割を理解する。なお、後記2のとおり、本教材の内容、性質に鑑み、検察官役が有罪を獲得することが目的ではないことに留意する。
- (2) 裁判官、検察官、弁護人によって証拠の評価が異なりうることを理解する。
- (3) 評議を通じて、自分の意見を言い、自分とは異なる意見を聞き、自分なりの最終結論を出す力を養う。

2 本教材の利用方法

本教材の利用方法は、【通 1-02】指導計画記載のとおりである。

他方、本教材は、公刊された教科書の内容に沿って作成されたものであり、検察官の立場から見て、必ずしも合理的な内容になっているとは限らない。

仮に本教材を用いて「合理的な疑いを入れる余地がない」立証の程度を生徒に伝えたい場合には、教員(又は共同で授業を担当する弁護士等)と相談の上、証拠を追加することもできる。

具体例としては

- 被告人宅から押収された現金に被害者の指紋が付いている
- 被告人宅から押収されたサングラスに傷が付いている
- 被告人と同じアパートの住人は、バイク音だけでなく、被告人が自室に戻る足音も聞いている
- 被告人のキャンプ仲間は、被告人が好きな女性のために高価なキャンプ用品をそろえる計画をたてていたことを知っていた

等の証拠を追加することが考えられる。ただし、証拠を追加する場合であっても、本教材の本来の目的が前記1であることに留意されたい。また、証拠を追加しない場合であっても、授業の内容や学校側の要望に応じ、本教材の内容を改変して実施することを妨げない。

なお、検察官による求刑を懲役6年としているのは、量刑判断において、実刑又は執行猶予のいずれかを考えさせるためであり、必ずしも実際の求刑を反映しているものではない。

3 本教材で用いている日時・場所・氏名等について

本教材では、教員又は検察官等による特段の作業を要しないよう、教科書上は特定されていない日時・場所・氏名等について以下の措置を講じているが、授業の内容や学校側の要望に応じ、適宜変更されたい。

(1) 被告人の本籍地、被害場所について

東京都内の架空の住所としているが、学校が所在する都道府県に変更することが考えられる。

(2) 被告人、証人の氏名について

下記の一覧表のとおりの名前としているが、適宜変更することが考えられる。

| | 教科書上の表記 | 本教材上の表記 |
|-------------------|---------|--------------|
| 被害者（コンビニエンスストア店員） | A | 鈴木 二郎 |
| 目撃者（被害場所近隣住民） | B | 田中 花子 |
| 被告人 | X | 佐藤 進 |
| 被告人と同じアパートの住人 | C | 高橋 太郎 |
| 被告人のキャンプ仲間 | 表記なし | 渡辺 和夫 |
| 被害店 | 表記なし | 楽楽コンビニエンスストア |

(3) 被告人がアリバイ主張に用いているテレビ番組の内容について

番組名を「日本シリーズハイライト」とし、具体的な内容として「ホークスとドラゴンズの試合で、1回にホークスの松田のタイムリーヒットと相手のエラーで、ホークスが2点取って、5回にドラゴンズが1点取ったが、その後、ホークスのピッチャーの森福がノーアウト満塁のピンチを抑えたりして、2-1でホークスが勝った」としているが、適宜変更することが考えられる。この点は、生徒に考えさせることもあり得る。

(4) 被害日時について

平成27年11月4日としているが、授業実施の年度に応じて変更することが考えられる。なお、日付を11月4日としているのは、(3)との関連で日本シリーズが行われている時期を選んだものであり、(3)の番組内容を変更する際には、日時の変更も検討されたい。

4 本教材の短縮版について

本教材は、2時間(50分一コマの授業×2)で実施するように作成されている通常版であるが、1時間(50分一コマの授業×1)で実施可能な短縮版も作成されており、学校の要望に応じて適宜利用されたい。

中学社会科公民「模擬裁判をやってみよう」指導計画(2時間版)

| | 学習活動の内容 | ★教員の動き・発言→☆生徒の行動 | 資料等 |
|------|----------|--|---|
| 事前準備 | 1 役割分担決定 | <p>★模擬裁判における役割を決める</p> <p>★役割のある生徒には、予め台本を配付しておく(暗記の必要はない)。配付する資料は右の「資料欄」とおり。</p> <p>① 被害者(鈴木 二郎) 1人 ② 目撃者(田中 花子) 1人 ③ 被告人(佐藤 進) 1人 ④ 住人(高橋 太郎) 1人 ⑤ 友人(渡辺 和夫) 1人 ⑥ 検察官 2人以上 ⑦ 弁護士 2人以上 ⑧ 裁判官 3人(うち裁判長1人)</p> <p>★裁判長役(1人, 裁判進行役)を予め決めておく</p> <p>★役割のない生徒については、裁判員となる</p> | <p>台本6 台本7 台本1, 10 台本8 台本9 台本1, 2, 4, 6~11 台本1, 3, 5~10, 12 台本1~12</p> |
| | 2 評議の班分け | <p>★2時限目の最後で評議(グループで判決について話し合うこと)を行うので、予めグループ分けしておく。</p> <p>★班長(進行役, 発表者)を決めておく</p> | |

| | | | | | |
|------------------|--------------------|-----------------------|---|---|--|
| 1 時 限 目 | 導入 (10分) | 1 教科書の内容を把握する | ★「まず事件の内容を把握しましょう」 ☆生徒が教科書「〇市コンビニ強盗致傷事件」の部分 を音読する。 | 教科書98頁 | |
| | | 2 授業の目的を確認する | ★「この事件で、被告人が本当に犯人かどうかを審理 します。実際の刑事裁判の手續に沿って、検察官と弁護 人の主張を聞きます。それから、事件関係者の証言を 聞きます。検察官、弁護人の主張や、証人の証言を聞 きながら、手元のワークシートに書き込んでいきましょ う。」 ★役割のない生徒に傍聴用ワークシート1～9を配付す る。 | 傍聴用ワークシート1～ 9 | |
| | 模擬裁判 ① (40分) | 3 模擬裁判を経験しながら、情報を整理する | ★生徒を配置につかせる(机を法廷と同じように並べ る) | | |
| | | (起訴状朗読、 罪状認否) | ★「これから模擬裁判を始めます。傍聴用ワークシ ート1に内容を書き込んでいきましょう。では、裁判長、始め てください。」 ★台本1に従って、裁判長役の生徒に進行させる。 ☆裁判官役、検察官役、弁護人役、被告人役が台本1 を読む。 ☆その他の生徒は、傍聴用ワークシート1に書き込む。 | 台本1 (補助資料1) 傍聴用ワークシート1 | |
| | | (冒頭陳述) | ★補助資料2(図面)を拡大したものを黒板に貼る。 ★「これから検察官と弁護人の冒頭陳述を行います。冒 頭陳述とは、検察官と弁護人が、これから裁判で立証 する内容をまとめたものです。話を聞きながら、傍聴用 ワークシートの2、3に内容を書き込んでいきましょう。 では、裁判長、始めてください。」 ★台本2、3に従って、裁判長役の生徒に進行させる。 ☆裁判官役、検察官役が台本2を、裁判官役、弁護人 役が台本3を読む。 ☆その他の生徒は、傍聴用ワークシート2、3に書き込 む。 | 補助資料2 台本2、3 傍聴用ワークシート2、3 | |
| | | (証拠説明) | ★「これから検察官と弁護人が証拠について説明しま す。話を聞きながら傍聴用ワークシート4、5に書き込ん でいきましょう。では、裁判長始めてください。」 ★証拠品(シートになっているもの)を生徒に配る。 ☆裁判長役は、証拠品(実物大)を黒板に貼る。 ☆裁判官役、検察官役が台本4を、裁判官役、弁護人 役が台本5を読む。 ☆その他の生徒は、傍聴用ワークシート4、5に書き込 む。 | 補助資料3(実物大) 補助資料4(シート) 台本4、5 傍聴用ワークシート4、5 | |
| | | (証人尋問・鈴木二郎) | ★「ここから、事件の関係者の話を聞いていきます。ま ず、鈴木二郎さんの証人尋問を行います。話を聞きなが ら、傍聴用ワークシート6に書き込んでいきましょう。 では、裁判長始めてください。」 ☆裁判官役、検察官役、弁護人役、鈴木二郎役が台本 6を読む。 ☆その他の生徒は、傍聴用ワークシート6に書き込む。 | 台本6 傍聴用ワークシート6 | |
| | | (証人尋問・田中花子) | ★「次に、田中花子さんの証人尋問を行います。話を聞 きながら、傍聴用ワークシート7に書き込んでいきましょ う。では、裁判長始めてください。」 ☆裁判官役、検察官役、弁護人役、田中花子役が台本 7を読む。 ☆その他の生徒は、傍聴用ワークシート7に書き込む。 | 台本7 傍聴用ワークシート7 | |
| | | (証人尋問・高橋太郎) | ★「次に、高橋太郎さんの証人尋問を行います。話を聞 きながら、傍聴用ワークシート8に書き込んでいきましょ う。では、裁判長始めてください。」 ★補助資料6(図面)を拡大したものを黒板に貼る。 ☆裁判官役、検察官役、弁護人役、高橋太郎役が台本 8を読む。 ☆その他の生徒は、傍聴用ワークシート8に書き込む。 | 補助資料6 台本8 傍聴用ワークシート8 | |
| | | (証人尋問・渡辺和夫) | ★「次に、渡辺和夫さんの証人尋問を行います。話を聞 きながら、傍聴用ワークシート9に書き込んでいきましょ う。では、裁判長始めてください。」 ☆裁判官役、検察官役、弁護人役、渡辺和夫役が台本 9を読む。 ☆その他の生徒は、傍聴用ワークシート9に書き込む。 | 台本9 傍聴用ワークシート9 | |

| | | | | | |
|--------------------------------------|--|---|---|-------------------------|--|
| 2 時 限 目 | 導 入 (5 分) | 1 前回の授業の内容を確認する | ★「前回の授業に続いて模擬裁判を行います。事件の内容を思い出してみよう。」 ★教科書98頁で事案を再確認させる。 ★傍聴用ワークシートを見て、証言の内容を思い出させる。 ★生徒に本時限用の傍聴用ワークシートを配付する。 | 傍聴用ワークシート10, 11 | |
| | 模 擬 裁 判 ② (1 5 分) | 2 模擬裁判を経験しながら、情報を整理する | ★生徒を配置につかせる(机を法廷と同じように並べる) | | |
| | | (被告人質問) | ★「今日は、被告人佐藤進さんの被告人質問を行います。話を聞きながら、傍聴用ワークシート10に書き込んでいきましょう。では、裁判長始めてください。」 ★裁判官役、検察官役、弁護人役、被告人役が台本10を読む。 ★その他の生徒は、傍聴用ワークシート10に書き込む。 | 台本10 傍聴用ワークシート10 | |
| | | (検察官の論告・求刑、弁護人の弁論) | ★「これから検察官の論告・求刑と弁護人の弁論を行います。論告・弁論とは、検察官と弁護人が裁判についての意見をまとめたものです。話を聞きながら、傍聴用ワークシートの11にそれぞれの意見を書き込んでいきましょう。では、裁判長、始めてください。」 ★検察官役は台本11を、弁護人役は台本12を読む。 ★その他の生徒は、傍聴用ワークシート11に書き込む。 | 台本11, 12 傍聴用ワークシート11 | |
| | 評 議 (2 0 分) | 3 被告人の有罪無罪とその理由を考える | ★「これからグループに分かれて、被告人の有罪・無罪について話し合います。それぞれの意見を出し合って、最後は班としての結論を出してください。」 ★生徒は、グループに分かれる。 ★グループの進行役が、各生徒から有罪・無罪の意見、その理由を聞き取る。 ★各生徒の意見を踏まえつつ、各グループで有罪・無罪の意見を決める。 | | |
| (時間があれば、有罪の場合の量刑を考える) | | ★(時間があつた場合には)「有罪とした班については、被告人の刑の重さを考えてみましょう。」 ★教員から、補助資料7に基づいて、強盗致傷の刑の重さと、実刑と執行猶予の違いについて説明する。生徒に補助資料7を配ることもできる。 ★生徒は、傍聴用ワークシート12を見ながら説明を聞き、自分の考えを書き入れる。有罪・無罪の判断と同様、グループで話し合う。 | 補助資料7 傍聴用ワークシート12 | | |
| 発 表 等 (1 0 分) | 4 各班の意見発表 | ★班ごとに意見を発表させる ★各班の意見を簡単に板書する ★班により意見が分かれた場合には、さらに反論を促すなどして思考を深めさせる | | | |
| | 5 法律実務家の意見を聞き、刑事裁判への関心を持つ | ★検察官等法曹関係者から、模擬裁判を踏まえ、5分程度の話をしてもらう。 | | | |

法教育・補助教材

「模擬裁判をやってみよう」(通常版)

台本 2-01~12

【 台本1 】

(冒頭手続(人定質問・起訴状朗読・黙秘権告知・罪状認否))

① 開廷・人定質問

| | |
|-----|--|
| 裁判長 | それでは、被告人佐藤進に対する強盗致傷被告事件の審理を始めます。 名前はなんと言いますか？ |
| 被告人 | 佐藤進です。 |
| 裁判長 | 生年月日はいつですか。 |
| 被告人 | 昭和63年2月8日です。 |
| 裁判長 | 仕事は何かしていますか。 |
| 被告人 | アルバイトをしています。 |
| 裁判長 | 本籍はどこですか。 |
| 被告人 | 東京都虹町七色6丁目5番地です。 |
| 裁判長 | 住所はどこですか。 |
| 被告人 | 本籍と同じです。 |

② 起訴状朗読

| | |
|-----|---|
| 裁判長 | 検察官、起訴状を読んでください。 |
| 検察官 | 【検察官役は、補助資料1(通4-01)を手に持って朗読】 公訴事実。被告人は、コンビニエンスストアから現金を強奪することを計画し、平成27年11月4日午前1時ころ、夕日ヶ丘町1丁目2番3号楽楽コンビニエンスストアにおいて、同店従業員鈴木二郎(当時37歳)に対し、「金を出せ。」と言いながら持っていたナイフを突きつけて脅迫し、抵抗できなくさせた上、同店のレジ内にあった現金10万7000円を奪い取ったが、その際、追跡してきた鈴木 ^{らくらく} の頭部を右こぶしで殴って肩から路面に転倒させ、よって、鈴木二郎に全治まで2か月間を要する右肩打撲の傷害を負わせたものである。 罪名及び罰条。強盗致傷、刑法第240条前段。 |

③ 黙秘権の告知、被告人・弁護人の陳述

| | |
|-----|--|
| 裁判長 | ここで、被告人に注意しておくことがあります。 被告人には、黙秘権という権利があります。答えたくない質問には答えなくても構いません。最初から最後まで、ずっと黙っていることもできます。 質問に答えても構いませんが、話をしたことは、有利な証拠にも、不利な証拠にもなります。 そこで、質問しますが、先ほど検察官が読み上げた起訴状の内容は、そのとお |
|-----|--|

被告人
裁判長
弁護人

り間違いないですか。

全然違います。私はやってません。

弁護人の意見はいかがですか。

被告人が述べたとおりです。被告人は犯人ではなく、無罪です。

【 台本2 】

(検察官冒頭陳述)

④ 冒頭陳述(検察官)

裁判長
検察官

検察官、冒頭陳述をお願いします。

被告人佐藤進は、東京都で生まれ、公立高校を卒業しました。現在は、アルバイトをしながらアパートで一人暮らしをしています。

被害者の鈴木二郎さんは、平成27年11月4日、^{らくらく}楽楽コンビニエンスストアで勤務中、強盗にあいました。その日の午前1時ころ、^{らくらく}楽楽コンビニエンスストアに、黒っぽい服装で、スキー帽をかぶり、サングラスをかけ、ナイフを持った犯人が入ってきて、持っていたナイフを鈴木さんに突きつけ、「金を出せ。」と脅しました。

鈴木さんがレジの中から7000円を出して、犯人に差し出すと、犯人は「もっとあるだろう。」と金を要求しました。鈴木さんはレジのトレイの下から10万円を出して、犯人に渡したので、犯人は、合計10万7000円を奪い取りました。

犯人が逃げようと店の外に出たところ、追いかけてきた鈴木さんともみ合いになりました。このとき、犯人はサングラスを道路に落としたので、鈴木さんには、犯人の顔が見えました。犯人は、もみあいの末、右こぶしで鈴木さんの頭部を殴ったので、その勢いで倒れた鈴木さんは、道路に右肩を打ちつけてしまいました。

犯人は、鈴木さんを殴り倒すと、道路に落ちていたサングラスを拾って、すぐに走って逃げました。

鈴木さんは、犯人が走り去ったあと、バイクの音を聞きました。そして、鈴木さんは、自分で110番と119番に通報しました。鈴木さんは、救急車で病院に運ばれ、全治2か月を要する右肩打撲と診断されました。

警察官が、付近の住民に聞き込みをしたところ、^{らくらく}楽楽コンビニエンスストアの近くに住む田中花子さんが、深夜1時過ぎころ、黒っぽい服を着た人物が、バイクに乗って通りを猛スピードで走り去っていくのを見ていたことが分かりました。被告人が、田中さんが目撃したものとよく似た色と形のバイクを持っていることが分かりました。また、被告人と同じアパートに住む高橋太郎さんが、「事件が起きた日の午前1時過ぎころ、駐輪場からバイクの音がしたので、佐藤さんがバイクでアパートに戻ってきたと思った。」と警察官に話しました。被害者の鈴木さんも、「被告人の目もとや声が犯人によく似ている」と話しました。これらのことから、11月11日、被告人は逮捕されました。逮捕のとき、警察が被告人の自宅を捜索したところ、自宅から現金9万7000円とスキー帽、サングラス、ナイフが見つかりました。

【 台本3 】
(弁護人冒頭陳述)

⑤ 冒頭陳述(弁護人)

裁判長
弁護人

弁護人, 冒頭陳述をどうぞ。

楽楽^{らくらく}コンビニエンスストアで強盗致傷事件が起きた平成27年11月4日午前1時ころ, 被告人は自宅のアパートの部屋でテレビを見ていました。

そうしたところ, ある日突然警察官がやってきて, 被告人を強盗致傷事件の犯人だと決めつけて, 逮捕しました。逮捕されたとき, 被告人の部屋には現金9万7000円がありましたが, これは被告人がアルバイトをしながらコツコツ貯めていたものです。

また, 被告人の部屋にあったナイフは, 趣味のキャンプに使うために持っていたもので, キャンプの時の必需品です。キャンプ仲間の渡辺和夫さんも, キャンプには刃の長いナイフが必需品だと話しています。

【 台本4 】
(検察官請求証拠の説明)

⑥ 証拠説明(検察官)

裁判長
裁判長
検察官

【検察官請求証拠のうちの証拠品(補助資料3【通4-03】)を黒板に貼る。】

検察官は証拠について説明してください。

1番目の証拠は、被告人の自宅から発見されたスキー帽です。

2番目の証拠は、被告人の自宅から発見されたサングラスです。

3番目の証拠は、被告人の自宅から発見されたナイフです。

4番目の証拠は、被告人の自宅から発見された現金9万7000円です。1万円札が9枚と千円札が7枚あります。

5番目の証拠は、被告人の自宅から発見されたバイクの写真撮影報告書です。バイクは、被告人が所有しているもので、車体が赤と白のツートンカラーで、風よけが付いている、1000ccのバイクです。

これらの証拠に加えて、被害者の鈴木二郎さんの証人尋問、バイクの目撃者田中花子さんの証人尋問、被告人と同じアパートの住人の高橋太郎さんの証人尋問によって、被告人が強盗致傷事件の犯人であることを証明します。

【 台本5 】
(弁護人請求証拠の説明)

⑦ 証拠説明(弁護人)

裁判長
弁護人

では、弁護人の立証について、説明をしてください。

はい。弁護人は、被告人の友人渡辺和夫さんの証人尋問によって、被告人がナイフを持っていた目的を明らかにします。また、被告人質問によって、被告人にはアリバイがあることを明らかにします。

【 台本6 】

(証人(被害者鈴木二郎)尋問シナリオ)

- 裁判長 鈴木二郎さんから、証人として話を聞きます。
鈴木さんには嘘を言わないという宣誓をしてもらいます。
宣誓書を読み上げてください。
- 鈴木 【証人役は補助資料5【通4-05】を手持って朗読】
良心に従って真実を述べ、なにごとくも隠さず、偽りを述べないことを誓います。
- 裁判長 いま宣誓してもらったとおり、質問には記憶のとおり答えてください。
わざと嘘を言うと、「偽証罪(ぎしょうざい)」という罪で処罰されることがあります。
では、検察官どうぞ。
- 検察官 検察官〇〇(名前)からお聞きします。
あなたは、11月4日深夜1時ころ、^{らくらく}楽楽コンビニエンスストア店内のカウンターの^{らくらく}中で店員として仕事をしていたときに、強盗にあいましたね。
- 鈴木 はい。
- 検察官 犯人は、どのような服装をしていましたか。
- 鈴木 黒っぽいウインドブレーカーみたいな上着を着て、黒っぽいズボンをはいた男でした。
- 検察官 犯人の顔は見えましたか。
- 鈴木 スキー帽をかぶって、サングラスとマスクをつけていたので、最初は、顔は見えませんでした。
- 検察官 甲第1号証のスキー帽を示します。
- 裁判官 【検察官役に、補助資料3【通4-03】のうちスキー帽を渡す】
- 検察官 【検察官役は、補助資料3【通4-03】のうちスキー帽を示す】
このスキー帽に見覚えはありますか。
- 鈴木 その時、犯人がかぶっていた物によく似ています。
- 検察官 甲第2号証のサングラスを示します。
- 裁判官 【検察官役に、補助資料3【通4-03】のうちサングラスを渡す】
- 検察官 【検察官役は、補助資料3【通4-03】のうちサングラスを証人に示す】
このサングラスに見覚えはありますか。
- 鈴木 その時、犯人が掛けていたものによく似ています。
- 検察官 犯人は、店に入ってきて、どうしましたか。
- 鈴木 まっすぐカウンターの方にやってきて、いきなりナイフの刃先を私に向け、「金を出せ。」と言いました。
- 検察官 甲第3号証のナイフを示します。

裁判官 【検察官役に、補助資料3【通4-03】のうちナイフを渡す】
 検察官 【検察官役は、補助資料3【通4-03】のうちナイフを証人に示す】
 このナイフに見覚えはありますか。

鈴木 その時、犯人が持っていたものによく似ています。ナイフ全体は少し丸みがかかった形をしていて、先はとがっていました。長さもこのくらいでした。

検察官 あなたは、ナイフを突きつけられて、どうしたのですか。
 鈴木 レジを開けて、中から千円札を取り出して、7千円を犯人に渡しました。
 検察官 まず千円札だけ渡したのはなぜですか。
 鈴木 できるだけお金は渡したくなかったので、まず、レジを開けたところに入っていた千円札だけを渡しました。

検察官 犯人は、その千円札をどうしましたか。
 鈴木 ナイフを持っていない方の手で千円札を受け取り、ウインドブレーカーのポケットに押し込みました。

検察官 犯人は、黙って受け取ったのですか。
 鈴木 いいえ、「もっとあるだろう。」と言いました。
 検察官 そのあと、あなたはどうしましたか。
 鈴木 レジのトレイの下には、1万円札が10枚、束ねて入っていたので、それを出して、犯人に渡しました。

検察官 犯人は、受け取った10万円をどうしましたか。
 鈴木 ウインドブレーカーのポケットに入れました。
 検察官 そのあと、犯人は、どうしましたか。
 鈴木 犯人は、ナイフをこちらに向けたまま、後ずさりをするように、私から遠ざかって、店の出入り口付近で、パッと私に背中を向け、外に走って出て行きました。

検察官 あなたは、どうしましたか。
 鈴木 そっと犯人の後をつけました。
 検察官 どうしてですか。
 鈴木 すきを見て犯人を捕まえてお金を取り戻したかったし、捕まえられなくても、犯人が逃げる方向を確認したいと思ったからです。

検察官 あなたが店の外に出ようとしたとき、犯人はどうしていましたか。
 鈴木 私が店の出入口のガラスドア越しに外を見ると、店のすぐ外で、犯人がナイフを腰のあたりにしまうような仕草をしていました。
 検察官 それであなたはどうしたのですか。
 鈴木 私は、店の外に飛び出して、「ちょっと待て。」と言いながら、犯人の背後から、手を伸ばし、犯人のウインドブレーカーの腕のあたりをつかみました。
 検察官 あなたが腕をつかむと、犯人はどうしましたか。
 鈴木 びっくりした様子で、「はなせ、ばかやろう。」と言いながら、私を振り払おうとしてきたので、私ともみあいになりました。

検察官
鈴木 あなたは、このとき犯人の顔を見ましたか。

検察官
鈴木 もみあいになってすぐ、犯人のサングラスが落ちたので、目もとが見えました。

検察官
鈴木 今法廷にいる被告人の顔を見てください。見覚えがありますか。

検察官
鈴木 （一度被告人の方を見、裁判官の方に視線を戻し）目もとがよく似ています。声の調子もよく似ています。

検察官
鈴木 あなたは右肩にけがをされたということですが、どのようにしてけがをしたのですか。

検察官
鈴木 もみ合いになっているとき、犯人が、右こぶしで私の左のこめかみあたりを殴ってきたので、私は、その勢いで右肩から道路に倒れました。そのとき、路面に右肩を強く打ち付けてしまい、けがをしました。

検察官
鈴木 犯人は、あなたを殴り倒したあと、どうしましたか。

検察官
鈴木 すぐにサングラスを拾って、走って逃げました。

検察官
鈴木 犯人は、どちらの方向に逃げましたか。

検察官
鈴木 はっきりとはわかりません。

検察官
鈴木 犯人はどうやって逃げたのだと思いますか。

検察官
鈴木 バイクで逃げたと思います。

検察官
鈴木 どうしてそう思うのですか。

検察官
鈴木 犯人の姿が見えなくなって、すぐにバイクのエンジンをかける音がしてバイクが走って遠ざかって行くのが分かりました。それで、犯人がバイクを隠していて、それに乗って逃げたのだと思ったからです。

検察官
鈴木 犯人が逃げていなくなった後、あなたはどうしましたか。

検察官
鈴木 少しぼう然としていましたが、しばらくして、「警察を呼ばなくては。」と思い、携帯電話で110番通報しました。

検察官
鈴木 110番通報した時刻は何時ころでしたか。

検察官
鈴木 午前1時10分ころでした。

検察官
鈴木 119番通報はしましたか。

検察官
鈴木 はい。

検察官
鈴木 あなたが110番通報をしてから、救急車やパトカーが到着するまで、どのくらい時間がかかりましたか。

鈴木
検察官
裁判長
弁護士 3, 4分で、両方ともほとんど同時にやってきました。

鈴木
検察官
裁判長
弁護士 終わります。

鈴木
検察官
裁判長
弁護士 弁護士〇〇(名前)からお聞きします。

鈴木
検察官
裁判長
弁護士 あなたは、「被告人が犯人に似ている。」と証言しましたが、犯人だと断言できないのですね。

鈴木
検察官
裁判長
弁護士 断言はできません。

鈴木
検察官
裁判長
弁護士 「声も似ている。」と証言しましたが、被告人の声をどこで聞いたのですか。

鈴木
弁護士

先ほど法廷で裁判官の質問に答えているのを聞きました。
ナイフやスキー帽やサングラスについても、犯人の持っていた物と被告人の自宅から発見された物が似ている、と言いましたね。

鈴木
弁護士

はい。
似ているだけで、同じ物だ、と断言はできないのですね。

鈴木
弁護士

断言はできません。
犯人がバイクで逃げたところは見えていないんですね。

鈴木
弁護士

見ていません。
犯人がバイクで逃げたというのは、あなたの推測ですね。

鈴木
弁護士

推測かもしれませんが・・・あのタイミングからそう思いました。
終わります。

【 台本7 】

(証人(目撃者田中花子)尋問シナリオ)

| | |
|-----|---|
| 裁判長 | 田中花子さんから、証人として話を聞きます。 田中さんには嘘を言わないという宣誓をしてもらいます。 宣誓書を読み上げてください。 |
| 田中 | 【証人役は補助資料5【通4-05】を手を持って朗読】 |
| 裁判長 | 良心に従って真実を述べ、なにごとにも隠さず、偽りを述べないことを誓います。 いま宣誓してもらったとおり、質問には記憶のとおり答えてください。 わざと嘘を言うと、「偽証罪(ぎしょうざい)」という罪で処罰されることがあります。 では、検察官どうぞ。 |
| 検察官 | 検察官〇〇(名前)からお聞きします。 あなたは、楽楽コンビニエンスストアの近くの一戸建てに住んでおられるのですね。 |
| 田中 | はい。 |
| 検察官 | 11月4日午前1時ころ、楽楽コンビニエンスストアで強盗事件が起きたのをご存じですか。 |
| 田中 | はい。 |
| 検察官 | 事件のことはどうやって知りましたか。 |
| 田中 | 事件の直後だと思うのですが、パトカーや救急車が楽楽コンビニエンスストアの方に向かって走っていく音がしたので、何か事件が起きたことが分かりました。 |
| 検察官 | あなたは、そのとき、まだ起きていたのですか。 |
| 田中 | はい。 |
| 検察官 | あなたは、パトカーや救急車が楽楽コンビニエンスストアに向かって走っていく前に、何か記憶に残っていることはありますか。 |
| 田中 | はい。私の部屋の窓から、バイクが自宅の前を走ってくのを見ました。 |
| 検察官 | あなたの部屋は、どこにあるのですか。 |
| 田中 | 2階の道路に面した側です。 |
| 検察官 | あなたは、そのとき部屋のどこにいたのですか。 |
| 田中 | 窓の前に立っていました。 |
| 検察官 | あなたが見たバイクは、色や形はどのようなバイクでしたか。 |
| 田中 | 色は赤と白のツートンカラーでした。原付ではない、大きなバイクで前に風よけも付いていました。 |
| 検察官 | 事件現場地図を見て下さい。 【検察官役は、補助資料2【事件現場地図 通4-02】を証人に示す】 |
| 田中 | バイクは、どちらからどちらの方向に走って行きましたか。 |
| 検察官 | 図の上から下の方に向かって走って行きました。 バイクに乗っていた人間は見えませんでしたか。 |

田中
検察官 はい。
田中 どのような服装でしたか。
検察官 黒っぽい服を着ていました。
田中 バイクが走り去るのを見てから、パトカーや救急車が走っていくのを見るまで何分
検察官 くらいでしたか。
田中 4, 5分くらいだったと思います。
検察官 あなたの自宅付近は、午前1時ころによくバイクが走るのですか。
田中 いいえ、ほとんどと言ってよいくらい走りませんので、よく覚えているのです。
検察官 終わります。

裁判長 弁護士どうぞ。
弁護士 弁護士〇〇(名前)からお聞きします。
田中 深夜であったにもかかわらず、なぜバイクの色や形が分かったのですか。
田中 自宅の前に街灯はありませんが、事件当日の夜は月明かりがあり、その明かりで見えました。
弁護士 バイクがあなたの自宅の前を通ったのはほんの一瞬のことですよ。
田中 はい。
弁護士 なのに色や形まではっきり確認できたのですか。
田中 風よけまで付いている大きなバイクで、赤と白のツートンは目立つ色だし、知人が同じバイクを持っていて見たこともあったので、よく覚えています。
弁護士 では、バイクに乗っていた人の洋服まで見る余裕はなかったのではないですか。
田中 黒っぽい服としか分かりませんでした。
弁護士 バイクに乗っている人の顔は見ましたか。
田中 いいえ、見ていません。
弁護士 今、あなたの目の前に被告人が座っていますが、この被告人がバイクに乗っていたのと同人物ですか。
田中 分かりません。
弁護士 終わります。

【 台本8 】

(証人尋問(住人高橋太郎)シナリオ)

- 裁判長 高橋太郎さんから、証人として話を聞きます。
高橋さんには、嘘を言わないという宣誓をしてもらいます。宣誓書を読み上げて下さい。
- 高橋 【証人役は補助資料5【通4-05】を手を持って朗読】
良心に従って真実を述べ、なにごとも隠さず、偽りを述べないことを誓います。
- 裁判長 いま宣誓してもらったとおり、質問には記憶のとおり答えてください。
わざと嘘を言うと、「偽証罪(ぎしょうざい)」という罪で処罰されることがあります。
では、検察官どうぞ。
- 検察官 検察官〇〇(名前)からお聞きします。
【検察官役は、補助資料6【通4-06】を黒板に貼る】
あなたは、被告人と同じアパートに住んでいますね。
- 高橋 はい。2階建てのアパートの1階に住んでいて、窓の外には駐輪場があります。
- 検察官 いま裁判になっている事件のことは、知っていますか。
- 高橋 事件の3日後に警察官がいろいろと聞きに来られたので知りました。
- 検察官 あなたは、聞き込みに来た警察官に対して、どのような話をしましたか。
- 高橋 はい。事件があった日の深夜1時過ぎに、アパートの駐輪場にバイクが帰ってきて止まる音を聞いたという話をしました。
- 検察官 その日の深夜1時過ぎ頃、あなたは何をしていたのですか。
- 高橋 午前1時から「プロ野球日本シリーズハイライト」という番組が始まって、それを見ていました。番組が始まってから少し経った頃に、バイクの音を聞いたのです。
- 検察官 バイクの音を聞くだけで、バイクが止まった場所がアパートの駐輪場だということが分かるのですか。
- 高橋 はい。私の部屋は駐輪場のすぐ隣ですから、間違いありません。
- 検察官 アパートでバイクを使っている住人は、誰がいますか。
- 高橋 被告人だけです。
- 検察官 終わります。
- 裁判長 弁護士どうぞ。
- 弁護士 弁護士〇〇(名前)からお聞きします。あなたは、バイクが帰ってくる音を聞いたと言いましたが、被告人の姿を見たわけではありませんね。
- 高橋 はい。見ていません。
- 弁護士 終わります。

【 台本 9 】

(証人 (友人渡辺和夫) 尋問シナリオ)

| | |
|-----|---|
| 裁判長 | 渡辺和夫さんから、証人として話を聞きます。 渡辺さんには嘘を言わないという宣誓をしてもらいます。 宣誓書を読み上げてください。 |
| 渡辺 | 【証人役は補助資料5【通4-05】を手持って朗読】 良心に従って真実を述べ、なにごととも隠さず、偽りを述べないことを誓います。 |
| 裁判長 | いま宣誓してもらったとおり、質問には記憶のとおり答えてください。 わざと嘘を言うと、「偽証罪 (ぎしょうざい)」という罪で処罰されることがあります。 では、弁護士どうぞ。 |
| 弁護士 | 弁護士〇〇 (名前) からお聞きします。あなたと被告人は、キャンプ仲間なのですね。 |
| 渡辺 | はい。 |
| 弁護士 | 甲 3 号証のナイフを示します。 |
| 裁判官 | 【弁護士役に、補助資料 3 【通 4-03】のうちナイフを渡す】 |
| 弁護士 | 【弁護士役は、補助資料 3 【通 4-03】のうちナイフを証人に示す】 これは何に使うナイフですか。 |
| 渡辺 | キャンプに使うナイフです。 |
| 弁護士 | 検察官は、このナイフについて、キャンプに使うには、刃が長く、疑問がある、と主張していますが、どうですか。 |
| 渡辺 | 別に不自然ではないと思います。 |
| 弁護士 | それはどうしてですか。 |
| 渡辺 | キャンプでは、釣った魚をさばいたりすることもあるので、これくらいの刃の長さのナイフを使います。 |
| 弁護士 | キャンプでは、刃の長いナイフを使うことはよくあることですか。 |
| 渡辺 | 刃の長いナイフは、キャンプでは必需品です。 |
| 弁護士 | 終わります。 |
| 裁判長 | 検察官、どうぞ。 |
| 検察官 | はい。検察官〇〇 (名前) からお聞きします。 再度、甲 3 号証のナイフを示します。 |
| 裁判官 | 【検察官役に、補助資料 3 【通 4-03】のうちナイフを渡す】 |
| 検察官 | 【検察官役は、補助資料 3 【通 4-03】のうちナイフを証人示す】 |
| 検察官 | 先ほどキャンプでは刃の長いナイフが必需品だと証言されましたが、本当にこんなに大きなナイフが必要なのですか。 |

渡辺
検察官

魚をさばいたりするために必要です。
終わります。

【 台本10 】

(被告人(佐藤進)質問シナリオ)

| | |
|-----|--|
| 裁判長 | では、被告人質問を行います。 |
| 弁護人 | 弁護人、どうぞ。 |
| 被告人 | 被告人〇〇(名前)からお聞きします。 |
| 弁護人 | あなたは、今裁判を受けている強盗致傷事件の犯人ですか。 |
| 被告人 | いいえ、違います。 |
| 弁護人 | なぜあなたが犯人だと言われるのか、何か心当たりはありますか。 |
| 被告人 | ありません。事件があった時間は、私は自宅でテレビを見ていました。 |
| 弁護人 | 何の番組を見ていたのですか。 |
| 被告人 | 「プロ野球日本シリーズハイライト」です。 |
| 弁護人 | その番組の内容を覚えていますか。 |
| 被告人 | はい。ホークスとドラゴンズの試合で、1回にホークスの松田のタイムリーヒットと相手のエラーで、ホークスが2点取って、5回にドラゴンズが1点取ったのですが、その後、ホークスのピッチャーの森福がノーアウト満塁のピンチを抑えたりして、2-1でホークスが勝ちました。 |
| 弁護人 | 今説明してくれた番組の内容は、逮捕された時から一貫して説明できていましたね。 |
| 被告人 | はい。 |
| 弁護人 | 事件現場地図を示します。 |
| | 【弁護人役は、補助資料2【事件現場地図【通4-02】を被告人役に示す】 |
| | 検察官は、あなたが、この楽 楽コンビニエンスストアで事件を起こし、バイクに乗って、目撃者田中花子さんの家の前を通り、あなたのアパートの駐輪場に帰ってきたと主張しているようですが、これは間違いということですね。 |
| 被告人 | はい。私は、この楽 楽コンビニエンスストアには、何度か買い物に行ったことがあります。事件の日には行っていません。 |
| 弁護人 | あなたが楽 楽コンビニエンスストアに買い物に行くときにバイクに乗ることはありますか。 |
| 被告人 | いいえ。楽 楽コンビニエンスストアは、私が住んでいるアパートから500メートルくらいしか離れていないので、いつも歩いて行きます。 |
| 弁護人 | 甲第3号証を示します。 |
| 裁判官 | 【弁護人役に、補助資料3【通4-03】のうちナイフを渡す】 |
| 弁護人 | 【弁護人役は、補助資料3【通4-03】のうちナイフを示す】 |
| | このアウトドアナイフは、あなたの自宅から発見されたものだというのですが、これは何に使うものですか。 |
| 被告人 | キャンプで、野菜とか食べ物を切る時などに使います。 |
| 弁護人 | 甲第1号証を示します。 |

裁判官 【弁護人役に、補助資料3【通4-03】のうちスキー帽を渡す】
弁護人 【弁護人役は、補助資料3【通4-03】のうちスキー帽を示す】

このスキー帽も、あなたの自宅から発見されたようですが、これは何に使うものですか。

被告人 スキーに使うわけではありません。キャンプで寒い所に行くときなどに必要ではないかと思って買ったものです。

弁護人 あなたが逮捕された当時、あなたの自宅には、現金が9万7000円もありましたね。

被告人 はい。

弁護人 これは、どのようにして手に入れたお金ですか。

被告人 アルバイト代をこつこつと貯めたものです。

弁護人 なぜアルバイトをしているのですか。

被告人 正式な仕事がなく、生活費を手に入れるためにアルバイトをしています。

弁護人 あなたは、なぜお金を貯めていたのですか。

被告人 私はキャンプが趣味なので、キャンプ用品を買うために、お金を貯めていました。

弁護人 預金も10万円ありますね。

被告人 はい。

弁護人 お金に困っているということはありませんね。

被告人 はい。

弁護人 終わります。

裁判長 それでは、検察官、どうぞ。

検察官 検察官〇〇(名前)からお聞きします。まず、逮捕された時にあなたが持っていたお金に関して聞きます。

先ほどあなたは、自宅にあった9万7000円はアルバイト代を貯めたものだと言いましたが、アルバイト代のほかには、収入はないのですね。

被告人 ありません。

検察官 アルバイトで生活しているあなたが、趣味のキャンプで使う物を買うために、9万7000円もお金を貯めることができたのですか。

被告人 はい。毎月少しずつ貯めていたら、そのくらいの金額が貯まりました。

検察官 銀行に10万円を預金し、自宅に現金9万7000円を保管していたということですが、9万7000円を預金せずに持っていたのはなぜですか。

被告人 特に理由はありません。

検察官 アウトドアナイフですが、キャンプ用にそこまで刃の長いナイフが必要なのですか。

被告人 魚をさばくときには、このくらい刃の長いものが便利です。

検察官 あなたのアパートでは、バイクを持っているのはあなただけですな。

被告人 はい、そうです。

検察官 どんなバイクですか。

被告人 赤と白のツートンカラーで、風よけの付いた大きなバイクです。

| | |
|-----|--|
| 検察官 | 事件の日、バイクを誰かに貸していましたか。 |
| 被告人 | いいえ。 |
| 検察官 | あなたの家で、テレビ番組は録画できますか。 |
| 被告人 | はい。 |
| 検察官 | 先ほど、「プロ野球日本シリーズハイライト」の内容を詳しく話していましたが、この番組を録画しておいたのではないですか。 |
| 被告人 | 放送時間中にずっと自宅で見っていました。 |
| 検察官 | 終わります。 |

【 台本11 】

(検察官論告・求刑)

検察官は、被告人佐藤進が犯人であることは、十分に証明できたと考えます。
その理由を述べます。

- 1 店員鈴木二郎さんが、犯人の目もとや声の調子が被告人と似ていると証言していること
鈴木さんは、犯人から脅されたとき、犯人の声を聞きましたし、犯人ともみ合いになったとき、犯人のサングラスが落ちたので、犯人の顔を見ました。このように間近で犯人と接触した鈴木さんが、「被告人と犯人の目もと、声の調子が似ている。」と証言しているので、その証言は信用できます。
- 2 被告人は、犯人が逃走に使ったバイクと似たバイクを持っていること
鈴木さんは、事件後、バイクが走り去る音を聞いています。このことから、犯人は、バイクで逃げたと考えられます。また、コンビニ店の近くに住む田中花子さんは、事件後、風よけの付いた赤と白のバイクが、コンビニ店方向から被告人のアパート方向に走り去るのを見ています。被告人も、風よけの付いた赤と白の大きなバイクを持っています。
- 3 被告人は、事件後、自宅アパートにバイクで帰ってきたこと
被告人と同じアパートに住む高橋太郎さんは、事件当日の午前1時過ぎごろ、アパートに帰ってきたバイクの音を聞きました。このアパートでバイクを持っているのは、被告人だけなので、午前1時過ぎごろに被告人がバイクで帰ってきたと考えられます。
- 4 被告人が、アウトドアナイフなどを持っていたこと
被告人は、自宅に、アウトドアナイフ、スキー帽、サングラスを持っていました。鈴木さんは、これらについて、「犯人が持っていた物に似ている」と証言しています。
被告人と弁護人は、アウトドアナイフはキャンプ用だと主張していますが、このような刃渡りの長いアウトドアナイフがキャンプに必要な疑問があり、強盗するために準備していたものとは考えられません。
- 5 被告人に動機があること
被告人は、アルバイトで生活しており、定職に就いていないので、十分なたくわえがあるとは言えません。被告人には、強盗の動機があります。
- 6 まとめ
被告人の目もとや声の調子が犯人と似ていること、犯人が持っていたのと似たスキー帽、サングラス、アウトドアナイフなどを持っていたこと、現場付近で目撃されたのと同じ色や形のバイクを持っていること、事件直後被告人がバイクでアパートに帰って来たと考えられることを合わせて考えると、被告人が犯人であると考えます。

次に、情状について述べます。

- 1 強盗致傷は、金を奪うために暴力を使い、人にけがをさせる重大で悪質な犯罪です。
- 2 被害者は、全治2か月の重傷を負いました。

- 3 被害金額は、10万7000円と高額です。
- 4 被告人には、これまで前科はありません。

最後に求刑を述べます。

強盗致傷罪は、法律で「無期懲役又は6年以上の懲役」と定められていること、本件が、被害者に重傷を負わせ、多額の現金を奪った悪質な事案であること、被告人にこれまで前科がないことを考慮し、

懲役 6 年
を 求刑します。

以 上

【 台本12 】

(弁 護 人 弁 論)

弁護人は、被告人佐藤進が犯人であることは、証明されていないと考えます。
その理由を述べます。

- 1 店員鈴木二郎さんの証言は、被告人が犯人と証明するための決め手とはならないこと
鈴木さんは、犯人の目元を一瞬見ただけです。声も1回聞いただけです。だからこそ、鈴木さんは、犯人と被告人の目元や声の調子が似ているとは証言できても、同一人物とまでは証言できないのです。
- 2 バイクは、被告人が乗っていたものではないこと
コンビニ店の近くに住む田中花子さんは、事件後、赤と白のバイクが走り去るのを見たと言いました。しかし、暗い路上を走るバイクの色や形を一瞬で正確に確認することは困難です。したがって、田中さんの証言は信用できません。
- 3 被告人には、アリバイがあること
被告人は、強盗致傷事件が起きた11月4日午前1時過ぎころ、自宅のアパートの部屋でテレビを見ていました。被告人は、テレビ番組の内容が日本シリーズのハイライトであったことを覚えており、実際、午前1時過ぎころには、スポーツ番組で日本シリーズのハイライトを放送していました。
被告人と同じアパートに住んでいる高橋太郎さんは、午前1時過ぎころにアパートに帰ってきたバイクの音を聞いたと言いましたが、被告人が帰ってきたのを見たわけではありません。そもそも、被告人のアパートとコンビニは500メートルしか離れておらず、バイクに乗るような距離ではありません。仮に強盗事件を起こした場合に、バイクで逃げたら逆に目立ちます。したがって、被告人が近くのコンビニで強盗事件を起こし、目立つバイクで自宅に逃げてきたとは考えられません。
- 4 アウトドアナイフは、キャンプの必需品であること
被告人は、キャンプで使うためにアウトドアナイフを持っていました。キャンプ仲間の渡辺和夫さんも、刃わたりの長いナイフはキャンプの必需品と話しています。被告人がアウトドアナイフを持っているのは自然なことです。
- 5 現金は、被告人が貯めていたお金であること
現金は、被告人がキャンプ用品を買うために、アルバイトをしながらコツコツ貯めていたものです。貯金も10万円ありましたので、強盗する動機はありません。
- 6 まとめ
被告人にはアリバイがあります。アウトドアナイフや現金も、被告人が自分で使うために買ったか、貯めたりしていたものです。被告人が犯人と同一人物だと証言する人は誰もいません。バイクを見たり、音を聞いた人はいましたが、被告人を見てはいません。
したがって、被告人が犯人だという証拠はありません。被告人は無罪です。

法教育・補助教材

「模擬裁判をやってみよう」(通常版)

ワークシート 3-01~12

年 組 名前

【 傍聴用ワークシート1 】

(冒頭手続用)

1 検察官の起訴状に書いてあること(検察官の起訴状朗読)

事件の年月日 平成 年 月 日午前 時ころ

事件の場所 コンビニ店内

使った凶器

被害金額 万 千円

被害者がけがしたところ

けがが治るのに必要な期間 全治 か月間

何という犯罪にあたるか？

2 被告人の黙秘権の内容(裁判長から被告人への説明)

言いたくないことは、 権利

3 被告人と弁護人の言い分(罪状認否)

被告人 私は、犯人 (である・ではない) 。

弁護人 被告人は、 (有罪である・無罪である) 。

年 組 名前

【 傍聴用ワークシート2 】

(検察官冒頭陳述用)

◎ 検察官が証明しようとする事実

被告人佐藤進は、東京都で生まれ、公立高校を卒業しました。現在は、アルバイトをしながらアパートで一人暮らしをしています。

被害者の鈴木さんは、平成27年11月4日、^{らくらく}楽楽コンビニエンスストアで勤務中、強盗にあいました。その日の午前1時ころ、^{らくらく}楽楽コンビニエンスストアに、黒っぽい服装で、
_____をかぶり、_____をかけ、ナイフを持った犯人が入ってきて、持っていたナイフを鈴木さんに突きつけ、「金を出せ。」と脅しました。

鈴木さんがレジの中から7000円を出して、犯人に差し出すと、犯人は「もっとあるだろう。」と金を要求しました。鈴木さんはレジの奥から10万円を出して、犯人に渡したので、犯人は、合計_____を奪い取りました。

犯人が逃げようと店の外に出たところ、追いかけてきた鈴木さんともみ合いになりました。このとき、犯人はサングラスを道路に落としたので、鈴木さんには、犯人の顔が見えました。犯人は、もみあいの末、右こぶしで鈴木さんの頭部を殴ったので、その勢いで倒れた鈴木さんは、道路に右肩を打ちつけてしまいました。犯人は、鈴木さんを殴り倒すと、道路に落ちていたサングラスを拾って、すぐに走って逃げました。

鈴木さんは、犯人が走り去ったあと、_____の音を聞きました。そして、鈴木さんは、自分で110番と119番に通報しました。鈴木さんは、救急車で病院に運ばれ、全治2か月を要する右肩打撲と診断されました。

警察官が、付近の住民に聞き込みをしたところ、^{らくらく}楽楽コンビニエンスストアの近くに住む_____さんが、深夜1時過ぎころ、黒っぽい服を着た人物が、バイクに乗って通りを猛スピードで走り去っていくのを見ていたことが分かりました。被告人が、田中さんが目撃したものとよく似た_____のバイクを持っていることが分かりました。また、被告人と同じアパートに住む_____さんが、「事件が起きた日の午前1時過ぎころ、駐輪場から_____の音がしたので、佐藤さんがバイクでアパートに戻ってきたと思った。」と警察官に話しました。被害者の鈴木さんも、「被告人の目もとや声が犯人によく似ている」と話しました。これらのことから、11月11日、被告人は逮捕されました。逮捕のとき、警察が被告人の自宅を捜索したところ、自宅から_____が見つかりました。

年 組 名前

【 傍聴用ワークシート3 】

(弁護人冒頭陳述用)

◎ 弁護人が証明しようとする事実

楽^{らく}楽^{らく}コンビニエンスストアで強盗致傷事件が起きた平成27年11月4日午前1時ころ、被告人は自宅のアパートの部屋で_____。

そうしたところ、ある日突然警察官がやってきて、被告人を強盗致傷事件の犯人だと決めつけて、逮捕しました。逮捕されたとき、被告人の部屋には現金9万7000円がありましたが、これは被告人がアルバイトをしながら_____です。また、被告人の部屋にあったナイフは、趣味の_____のために持っていたもので、キャンプの時の必需品です。キャンプ仲間の渡辺和夫さんも、キャンプには刃の長いナイフが必需品だと話しています。

年 組 名前

【 傍聴用ワークシート4 】

(検察官請求証拠用)

◎ 検察官請求証拠の説明

1 番目の証拠は、被告人の自宅から発見された _____ です。

2 番目の証拠は、被告人の自宅から発見された _____ です。

3 番目の証拠は、被告人の自宅から発見された _____ です。

4 番目の証拠は、被告人の自宅から発見された現金 _____ 円です。1万円札が9枚と千円札が7枚あります。

5 番目の証拠は、被告人の自宅から発見されたバイクの写真撮影報告書です。バイクは、被告人が所有しているもので、車体が _____ のツー
トンカラーで、 _____ が付いている、1000ccのバイクです。

これらの証拠に加えて、被害者の _____ の証人尋問、バイクの目撃者の _____ の証人尋問、被告人と同じアパートの住人の _____ の証人尋問によって、被告人が強盗致傷事件の犯人であることを証明します。

年 組 名前

【 傍聴用ワークシート5 】

(弁護士請求証拠用)

◎ 弁護士請求証拠の説明

弁護士は、被告人の友人渡辺和夫さんの証人尋問によって、 _____
_____ を明らかにします。また、被告人質問によって、被告人には _____
_____ があることを明らかにします。

年 組 名前

【 傍聴用ワークシート6 】

(被害者鈴木二郎尋問用)

証人尋問を聞きながら、メモを取りましょう。

① 被害者鈴木二郎の証人尋問

- 1 鈴木は、コンビニエンスストアの_____をしている。
- 2 コンビニエンスストアで犯人に襲われたのは、午前_____時ころだった。
- 3 犯人の服装は、_____だった。
- 4 犯人は、頭に_____をかぶり、顔には_____と_____をつけていた。
- 5 犯人につきつけられたナイフの形は、_____だった。
- 6 鈴木は犯人に脅されて、レジにあった千円札_____枚と、1万円札を10枚束ねた10万円を渡した。
- 7 犯人は、奪ったお金を上着の_____に入れた。
- 8 逃げる犯人を追いかけてもみあいになったとき、犯人のサングラスが落ちて_____が見えた。
- 9 もみあいになったとき、犯人に_____を殴られて転倒し、右肩に全治_____か月の怪我をした。
- 10 犯人が走って逃げた後、すぐ_____の音がした。
- 11 鈴木は、犯人につきつけられたナイフと、被告人の家から見つかったナイフの形が(似ている ・ 似ていない)と思っている。
- 12 鈴木は、犯人と被告人の_____と_____が似ていると思っている。

年 組 名前

【 傍聴用ワークシート7 】

(目撃者田中花子尋問用)

証人尋問を聞きながら、メモを取りましょう。

② 目撃者田中花子の証人尋問

- 1 田中さんは、事件のあった^{らくらく}楽楽コンビニエンスストアの _____
住んでいる。
- 2 田中さんの部屋は一戸建ての _____ にある。
- 3 田中さんは事件のあった午前1時ころ、自宅前の道路を _____
が通り過ぎていくのを見た。
- 4 田中さんが見たバイクは _____ と _____ のツートンカラーで、
_____ が付いていた。
- 5 バイクは、図の _____ から _____ の方に向かって走っていった。
- 6 バイクに乗った人物は、 _____ を着ていた。
- 7 田中さんは、バイクに乗った人物の顔を(見た ・ 見ていない
)。
- 8 田中さんは、バイクに乗った人物と被告人が同一人物かどうか
(判断できる ・ 判断できない)。

年 組 名前

【 傍聴用ワークシート8 】

(住人高橋太郎尋問用)

証人尋問を聞きながら、メモを取りましょう。

③ 住人高橋太郎の証人尋問

- 1 高橋さんが住んでいるのは、被告人と同じ _____ の _____ 階である。
- 2 高橋さんの部屋の外には、アパートの _____ がある。
- 3 事件があった日の午前1時からテレビ番組の _____ を見ていた。
- 4 番組が始まって少し経ったころ、駐輪場から _____ の音がするのを聞いた。
- 5 高橋さんは、 _____ の音を聞き、被告人が _____ と思った。
- 6 高橋さんは、被告人がアパートに帰ってきたのを (見た・見ていない)。

年 組 名前

【 傍聴用ワークシート9 】

(友人渡辺和夫尋問用)

証人尋問を聞きながら、メモを取りましょう。

④ 友人渡辺和夫の証人尋問

1 渡辺さんは被告人の _____ 仲間である。

2 キャンプでは、刃の長いナイフを使って _____
したりする。

年 組 名前

【 傍聴用ワークシート10 】

(被告人佐藤進質問用)

被告人質問を聞きながら、メモを取りましょう。

⑤ 被告人佐藤進の質問

- 1 被告人は、強盗を(した・していない)。
- 2 被告人は、事件があったとき、家でテレビ番組 _____
_____を見ていて、その番組の内容を(覚えている・覚えていない)。
- 3 被告人の家にあったナイフは、 _____ のときに使うものである。
- 4 被告人の家にあった現金9万7000円は、被告人が _____
_____ものである。
- 5 被告人には事件当時、預金が _____ 万円あって、生活費に
(困っていた・困っていなかった)。
- 6 被告人が住んでいるアパートで、バイクを持っているのは
(被告人だけである・被告人のほかにもいる)。
- 7 被告人は、事件当日バイクを誰かに(貸していた・貸していない)。

【 評議用ワークシート11 】

年 組 名前

評議では・・・

被告人が有罪にあたる行為を行ったかどうか(被告人がコンビニ強盗を行ったかどうか)を判断する。

【無罪推定の原則】

検察官が、起訴したことがらについて、証拠(証言や物証など)をもとに、合理的な疑いを入れる余地がなくなるまで有罪の立証をしなければ、被告人は無罪となる。

★次の2点を中心に考えましょう。

- ① 被告人佐藤進の供述は信用できるか？
- ② 被害者の店員鈴木、目撃者田中の証言や物証は証拠として信用できるか？

★証拠(証言と物証)を『検察官が主張する内容』と『弁護人が主張する内容』に分類してみましょう。
 その中でも特に重視する主張に下線を引きましょう。

『検察官が主張する内容』

『弁護人が主張する内容』

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |

()班の判決

有罪



無罪

判断した理由

| |
|--|
| |
|--|



【 評議用ワークシート12 】

年 組 名 前

1枚目のワークシートで被告人を有罪だと判断した場合、どのような刑にすべきか考えてみましょう。

強盗致傷（刑法240条）の刑罰ってどのくらい？
強盗が人を負傷させたときは「無期又は6年以上の懲役」

★「実刑」と「執行猶予」のちがい

たとえば、「懲役3年」を言い渡す場合・・・

【実刑の場合】

3年間刑務所で生活をします。その間、与えられた作業や職業に就くための訓練などをします。外部の人との面会は制限されます。

【執行猶予が付いた場合】

すぐには刑務所に入らず、とりあえずはそれまで通りに家族と暮らし、仕事、学校などの社会生活を送ることができます。

そしてたとえば5年間の執行猶予が付いた場合、その5年間に新たな犯罪をすることなく社会生活を送ることができたら、懲役刑の判決は執行されず、その後も刑務所に入らないことになります。

でも、執行猶予の5年間に別の犯罪をすると、執行猶予は取り消され、3年間刑務所にはいらなくてはなりませんし、別の犯罪の分の刑罰も受けることになります。

★執行猶予を付けるためには、「被告人に対し、3年以下の懲役の判決を言い渡す場合であること」という条件があります。

被告人に執行猶予を付けることはできないのでしょうか？

★刑法には、「酌量減輕」というものがあります。
「酌量減輕」とは、事情によっては刑を法律で決まっているものよりも軽くすることができますというものです（刑法66条）。

強盗致傷の罪に対する刑罰については、もともとの「6年以上の懲役」を半分にした「3年以上の懲役」まで減輕できることになっています（刑法68条）。

酌量減輕すべき事情があれば、酌量減輕した上で、「懲役3年」の判決にすることができ、執行猶予を付ける条件をクリアできることとなります。

今回の裁判の内容を思い出しながら考えてみましょう。

- どんな事件だったでしょうか。
- 事件の被害はどのようなものだったでしょうか。

どんな事件か、被害の状況や被告人の様子から、被告人をどんな刑にするのがよいか考えましょう。理由も書きましょう

◆刑の長さを決めましょう。

（理由）

◆「執行猶予を付ける」か、「執行猶予を付けず実刑にする」かを決めましょう。

（理由）

判決

被告人は・・・ 懲役 年 月
執行猶予 付ける(年) 付けない

法教育・補助教材

「模擬裁判をやってみよう」(通常版)

補助資料 4-01～07

平成〇〇年検第・・号

起 訴 状

平成〇〇年×月△日

□ 地 方 裁 判 所 殿

□ □ 地 方 検 察 庁

検 察 官 検 事

成 木 美 加 多

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍 東京都虹町七色6丁目5番地

住 居 同上

職 業 無職

(勾 留 中)

佐 藤 進

昭和63年2月8日生

公 訴 事 実

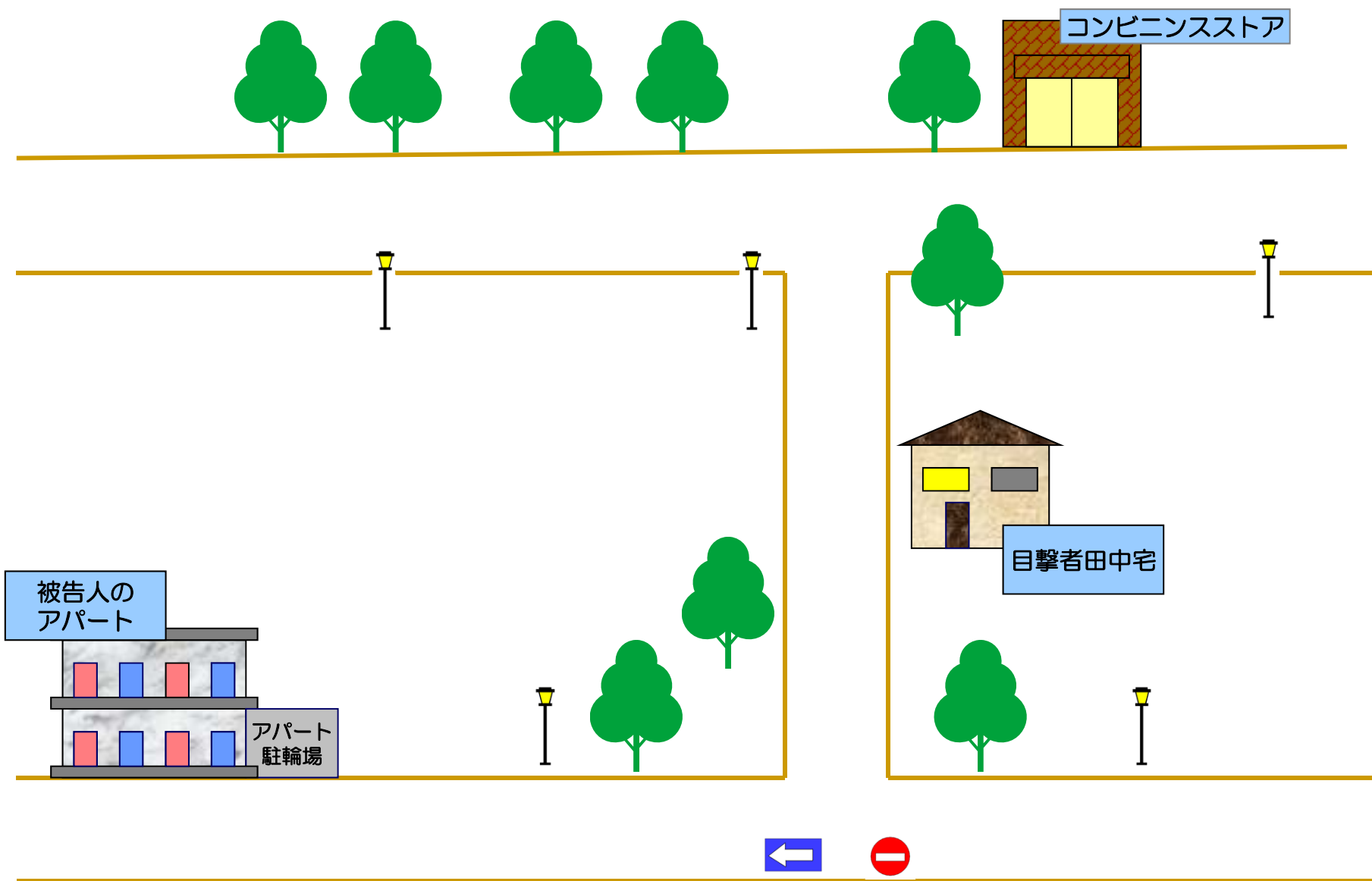
被告人は、コンビニエンスストアから現金を強奪することを計画し、平成27年11月4日午前1時ころ、夕日ヶ丘町1丁目2番3号楽楽^{らくらく}コンビニエンスストアにおいて、同店従業員鈴木二郎（当時37歳）に対し、「金を出せ。」と言いながら持っていたナイフを突きつけて脅迫し、抵抗できなくさせた上、同店のレジ内にあった現金10万7,000円を奪い取ったが、その際、追跡してきた鈴木^{鈴木}の頭部を右こぶしで殴って肩から路面に転倒させ、よって、鈴木二郎に全治まで2か月間を要する右肩打撲の傷害を負わせたものである。

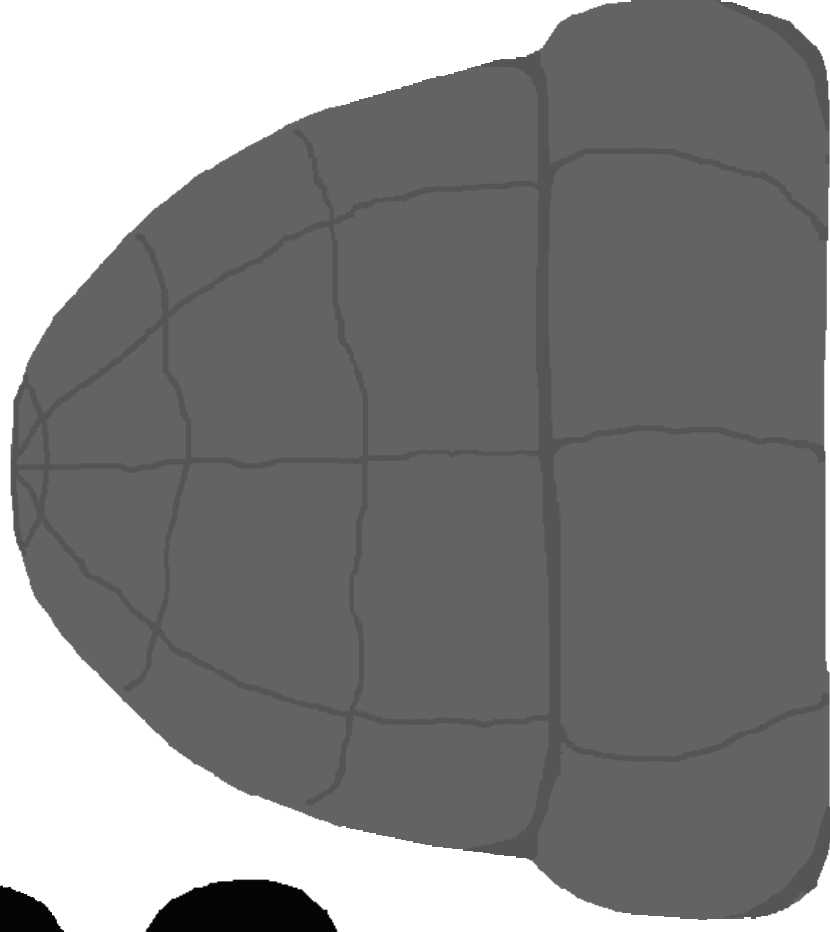
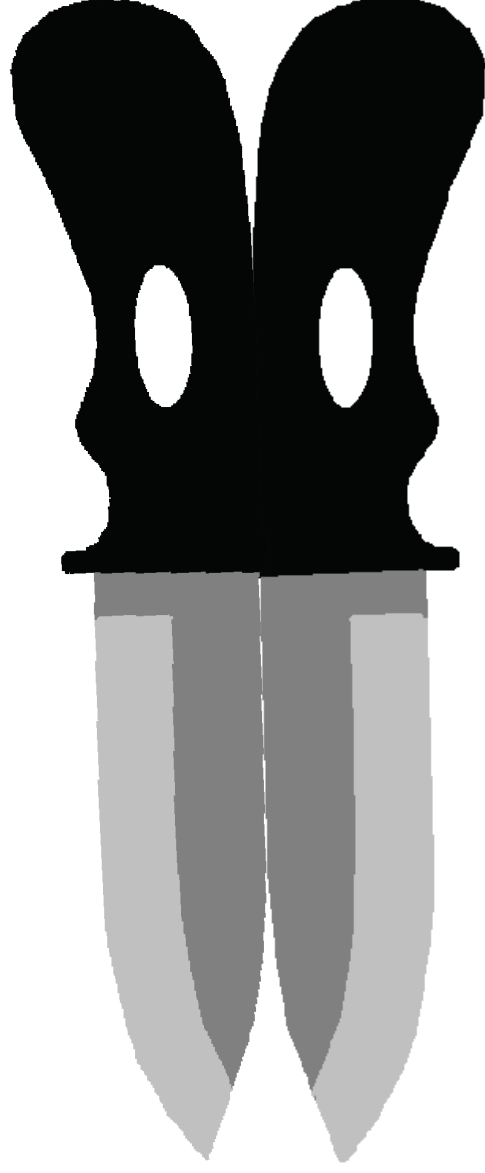
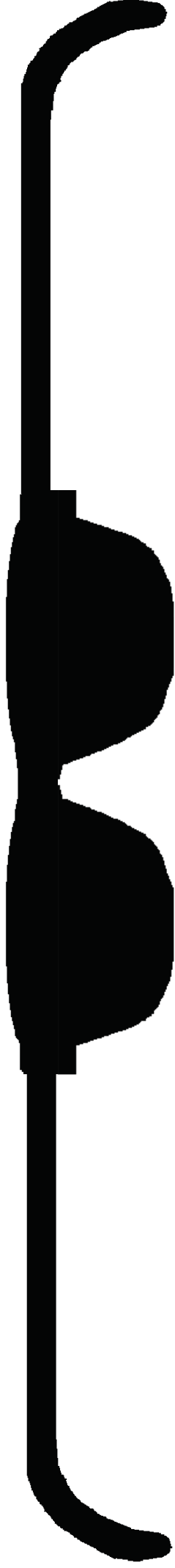
罪 名 及 び 罰 条

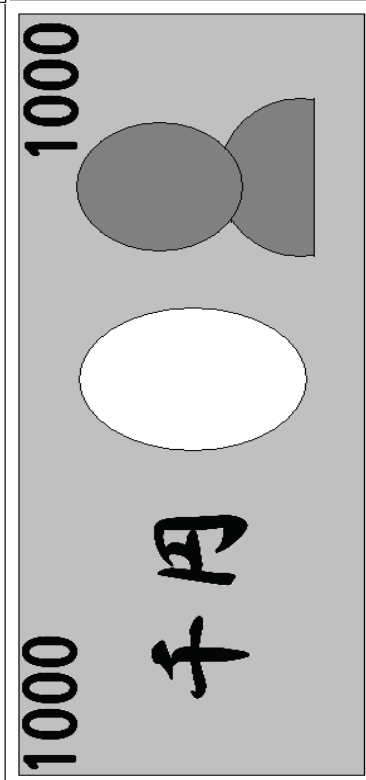
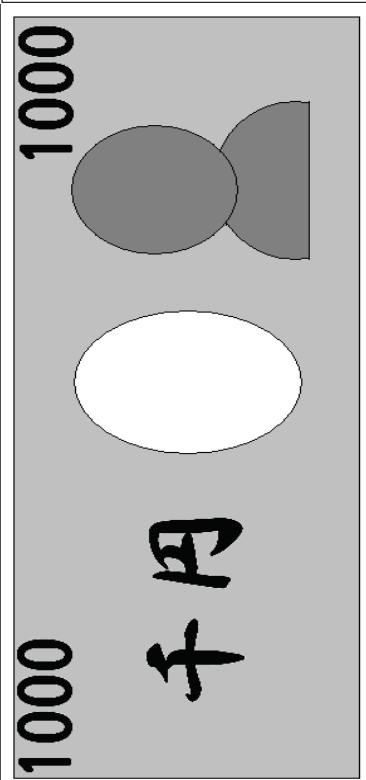
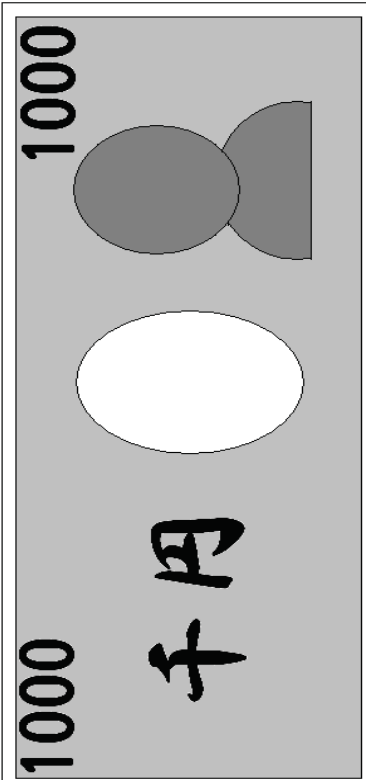
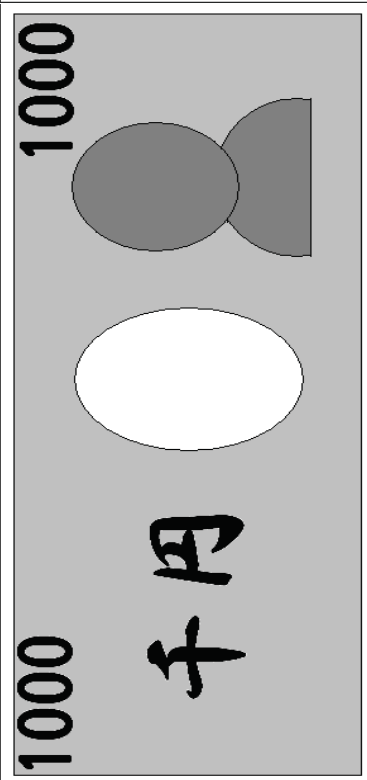
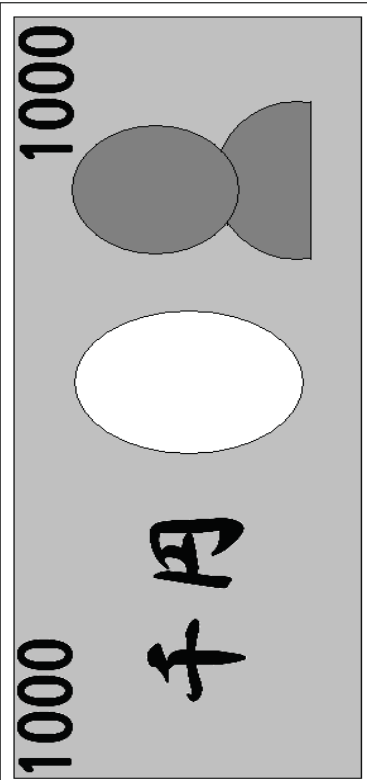
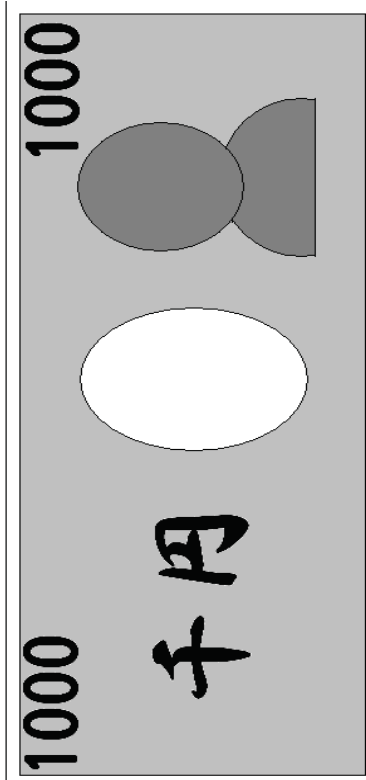
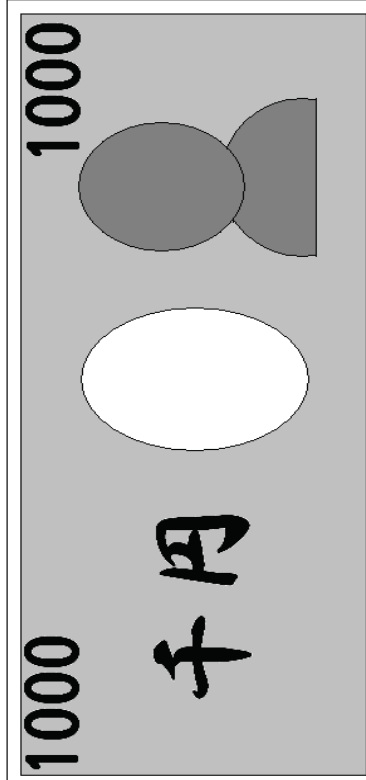
強盗致傷

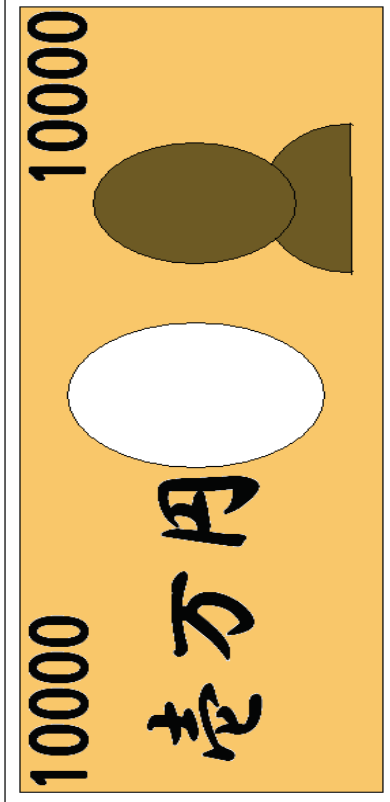
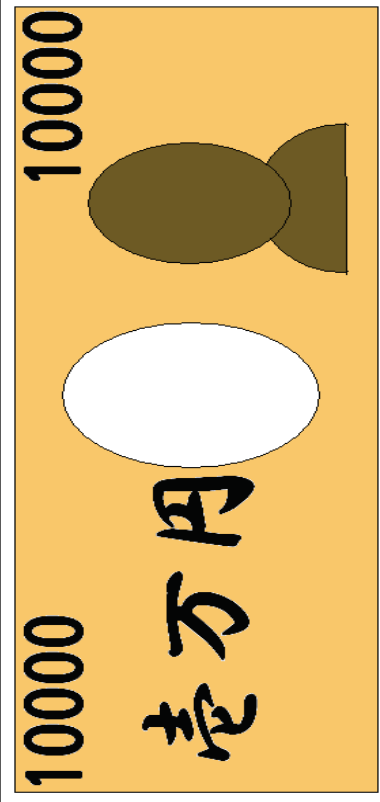
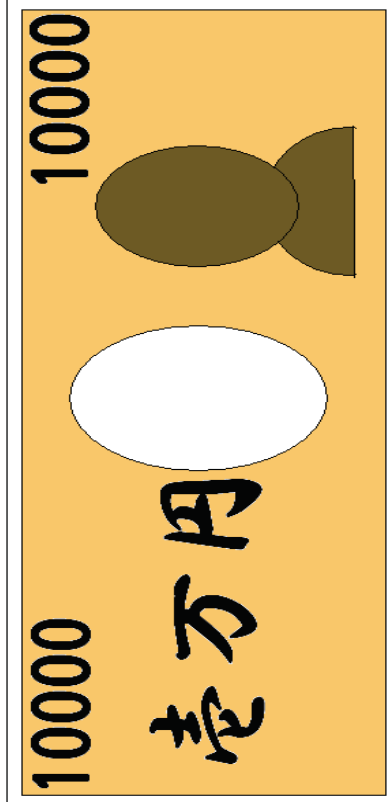
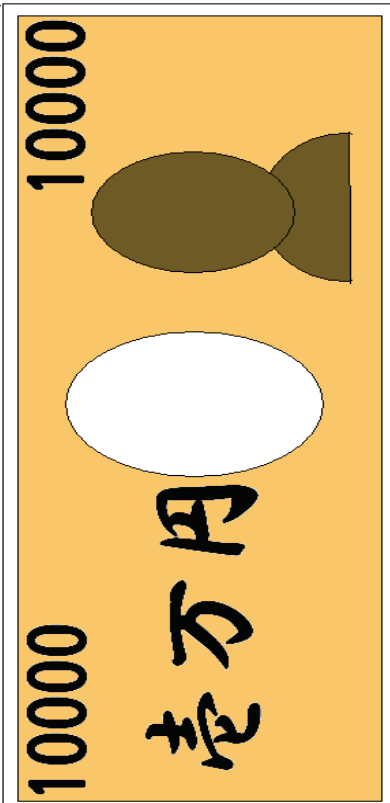
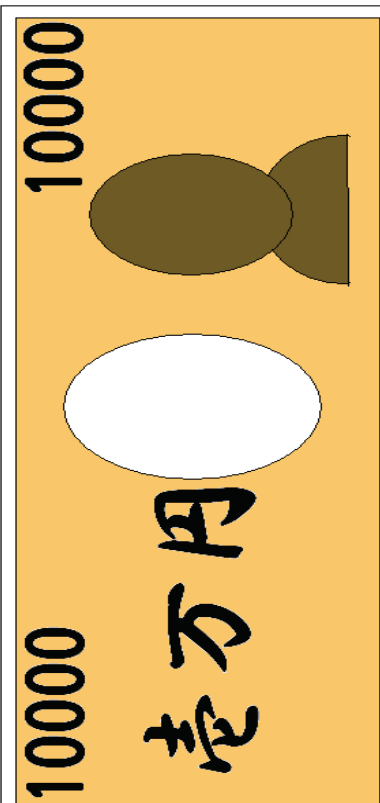
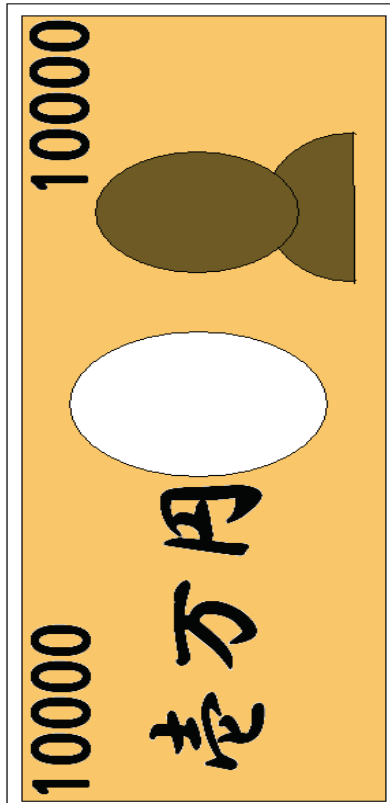
刑法第240条前段

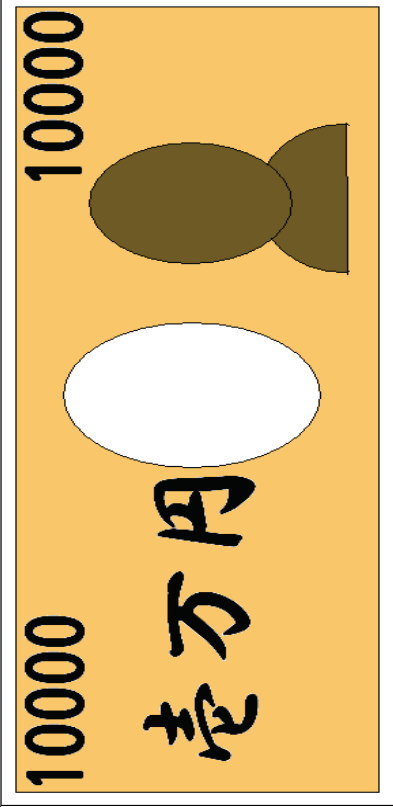
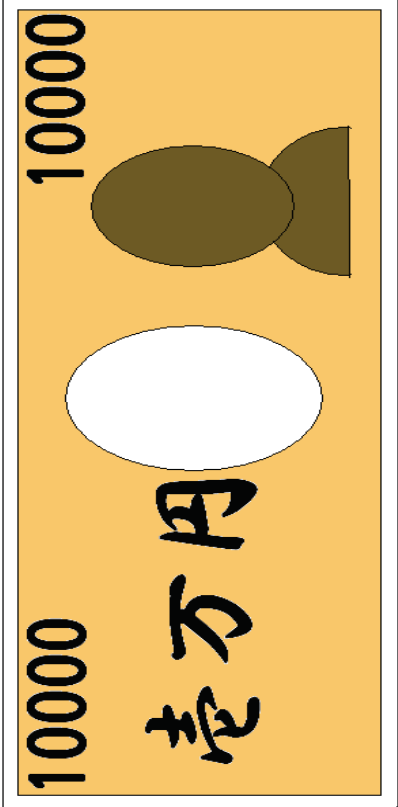
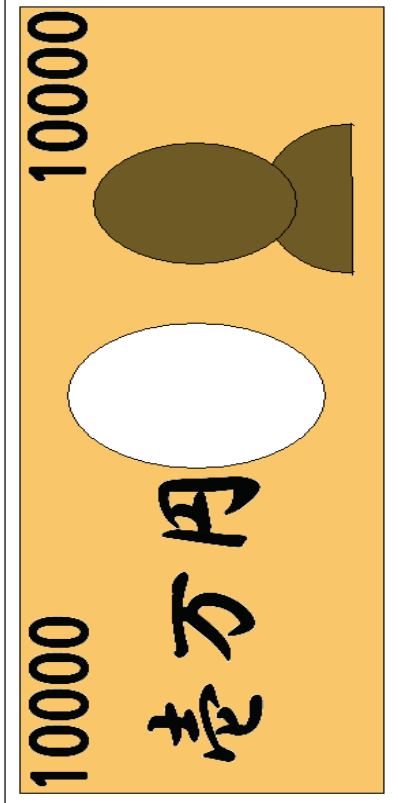
【補助資料2】
(事件現場地図検察官が冒頭陳述時に使う用)



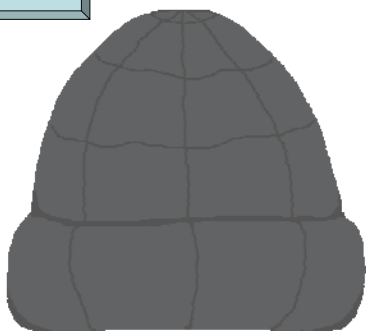








証拠 甲1号証



被告人の自宅から発見されたスキー帽

証拠 甲2号証



被告人の自宅から発見されたサングラス

証拠 甲3号証



被告人の自宅から発見されたナイフ

証拠 甲4号証



被告人の自宅から発見された
現金9万7000円

証拠 甲5号証

平成〇年△月〇日

写真撮影報告書

〇〇県〇〇警察署
警察官 治安課

被疑者Cに係る強盗致傷被疑事件につき、下記のとおり写真撮影を行ったので報告する。

記

撮影日時 平成〇年△月×日 午後〇時〇分

撮影場所 〇〇県〇〇警察署

対象 被疑者C所有のバイク (DORCA 1000 cc)



被告人の自宅から発見されたバイク (報告書)

せん
宣

せい
誓

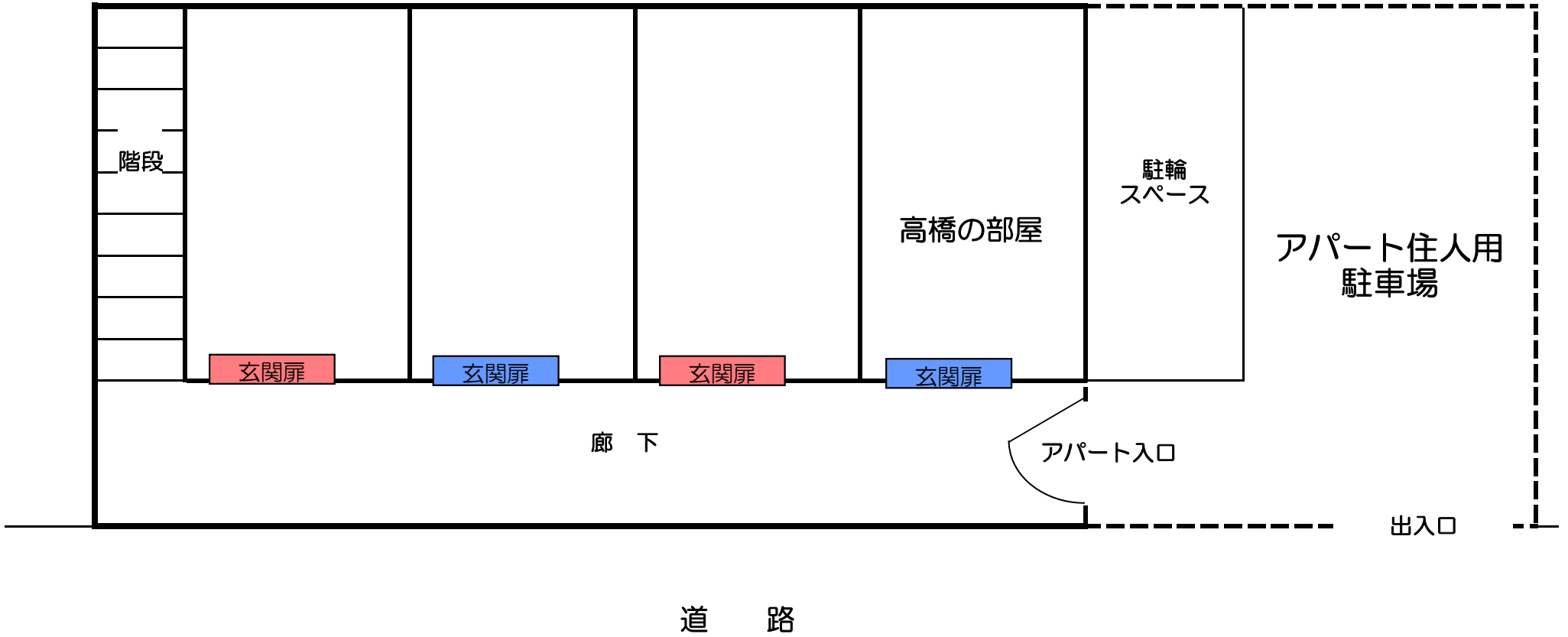
りょうしん に したが っ て , しんじつ を のべ
良心 に 従 っ て , 真 実 を 述 べ ,

なにごと も かく さ ず , いつわ り を のべ
何 事 も 隠 さ ず , 偽 り を 述 べ ない

ことを ちか
こ と を 誓 い ます 。

しょう にん
証 人

高橋の住むアパート見取り図



【 補助資料7 】 (実刑と執行猶予の違い)

1 「実刑」と「執行猶予」では、どのように違うのでしょうか。

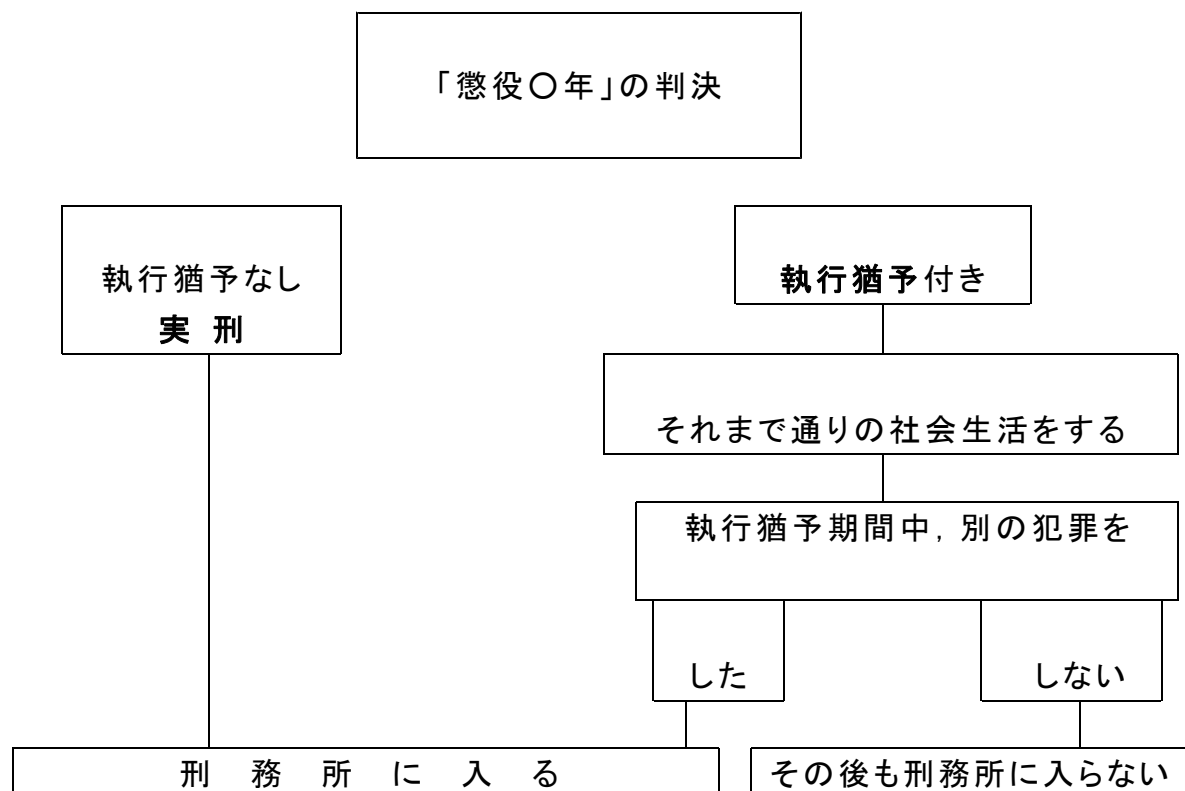
たとえば、「懲役3年」という判決について考えてみましょう。

【 実刑の場合 】

3年間刑務所で生活をし、その間、与えられた作業や職業に就くための訓練などをします。外部の人との面会は制限されるので、悪い人間関係を断ち切る機会にもなります。また、3年間の全てを刑務所で生活するとは限らず、刑務所での生活態度が良ければ、3年より早く刑務所を出られることがあります(これを、「仮釈放」といいます)。

【 執行猶予が付いた場合 】

すぐには刑務所に入らず、とりあえずはそれまで通りに家族と暮らし、仕事、学校などの社会生活を送ることができます。そして、たとえば5年間の執行猶予が付いた場合、その5年間に新たな犯罪をすることなく社会生活を送ることができたら、懲役刑の判決は執行されず、その後も刑務所に入らないことになります。でも、執行猶予の5年間に別の犯罪をすると、執行猶予は取り消され、3年間刑務所に入らなくてはなりませんし、別の犯罪の分の刑罰も受けることになります。



2 強盗致傷という罪の重さを考えてみましょう。

(1) 法律はどうなっているのでしょうか。

法律上、強盗致傷の罪に対する刑罰は、「無期又は6年以上の懲役」(刑法240条)とされています。

つまり、原則として6年以上、刑務所に入ることが定められているのです。

(2) 佐藤進を執行猶予にすることはできるのでしょうか。

執行猶予を付けるためには、「被告人に対し、3年以下の懲役の判決を言い渡す場合であること」という条件があります。

強盗致傷の罪に対する刑罰は、原則として、6年以上の懲役とされているので、そのままでは、執行猶予を付けるための条件をクリアできません。

ただし、刑法には、「酌量減輕」というものがあります。

「酌量減輕」とは、事情によっては刑を法律で決まっているものよりも軽くすることができるというものです(刑法66条)。

強盗致傷の罪に対する刑罰については、もともとの法定刑の「6年以上の懲役」を半分にした「3年以上の懲役」まで減輕できることになっています(刑法68条)。

したがって、酌量減輕をすべき事情があれば、酌量減輕をした上で、「懲役3年」の判決にすることができ、条件をクリアできることになります。

(3) 佐藤進の判決を考えるポイントは何でしょうか。

佐藤進を実刑にするか、執行猶予にするか決めるに当たっては、刑罰を「酌量減輕」できる事情があるか、ないかを考えることになります。

検察官役は、軽くすべき事情はないという立場から、

弁護人役は、軽くできる事情があるという立場から、

それぞれ意見を考えてみましょう。

裁判官役は、検察官役と弁護人役の意見をよく聞いて、どちらの意見が説得力があるかを考えましょう。

法教育・補助教材

「模擬裁判をやってみよう」(通常版)

その他 (アンケート用紙)

アンケート

実施庁

○公民的分野の授業における法教育補助教材「模擬裁判をやってみよう」

1 実施について

| | | |
|---------------|---------------|---|
| 実施日時 | [|] |
| 実施した学校 | [|] |
| 実施した学年 | [|] |
| 実施した科目 | [|] |
| 実施した教材 | [通常版 ・ 短縮版] | |
| 実施した時間数 | [] 時間 | |
| 担当検察官 | [|] |
| 担当教員 | [|] |
| その他の協力者（弁護士等） | [|] |

2 内容について

授業の結果を踏まえ、改善すべき点を自由に記載してください。

3 実施の感想

授業を受けた生徒の主な感想を記載してください。

授業を担当した教員、検察官の感想を自由に記載してください。

※授業終了後、最高検企画調査課（FAX03-3592-7692）まで送信してください（添書不要）。